

## 横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

### 1 趣旨

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、横浜市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織を設置します。

### 2 設置

#### (1) 横浜市いじめ問題対策連絡協議会

法第 14 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携推進を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察等で構成する「横浜市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

#### (2) 横浜市いじめ問題専門委員会

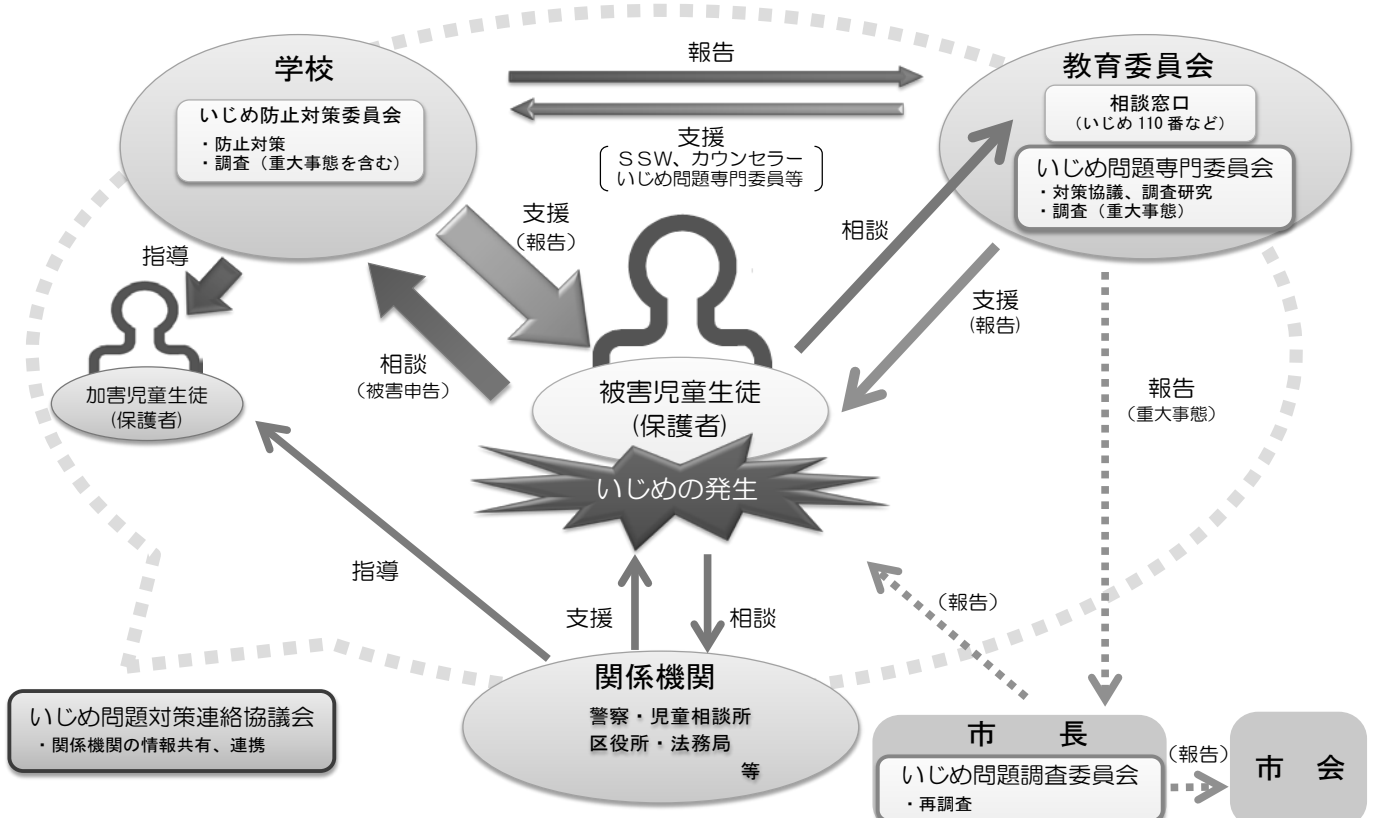
法第 14 条第 3 項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策協議や重大事態に係る調査等を行うため、教育委員会の附属機関として、「横浜市いじめ問題専門委員会」を設置します。

#### (3) 横浜市いじめ問題調査委員会

法第 30 条第 2 項の規定に基づき、法第 28 条第 1 項の規定による重大事態に係る調査の結果についての調査（再調査）を行うため、市長の附属機関として、「横浜市いじめ問題調査委員会」を設置します。

※再調査は、教育委員会から調査結果の報告を受けた市長が、必要と認める場合に実施

### 【参考】いじめの防止等に係る組織の関係図



### 3 所掌事務・組織等

#### 教育委員会に設置

#### (1) 横浜市いじめ問題対策連絡協議会

##### 【所掌事務】

- ・いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携推進に関すること
- ・関係機関及び団体相互の連絡調整を図ること  
(いじめ問題に関する情報及び意見の交換並びに啓発活動の推進等)

##### 【組織】

- ・委員：20 人以内 ・任期 2 年
- ・委員構成案

機関及び団体	委員
学校	横浜市立小・中・高・特別支援学校の職員
教育委員会	教育委員会事務局の職員
児童相談所	横浜市が設置する児童相談所の職員
地方法務局	横浜地方法務局の職員
警察	神奈川県警察本部の警察官
その他	横浜市の青少年団体代表、保護者代表、関係行政機関の職員

#### (2) 横浜市いじめ問題専門委員会

##### 【所掌事務】

- ・法第 1 条に規定するいじめの防止等のための対策協議に関すること  
(いじめの防止等のための対策協議、調査研究及び方針の策定等)
- ・その他教育委員会が必要と認める事項  
(法第 28 条 1 項に規定する重大事態に係る調査及び対応策の審議等)

##### 【組織】

- ・委員：15 人以内 ・任期 2 年
- ・委員構成案：学識経験者等（教育、福祉、心理、医師、弁護士等）
- ・臨時委員：特別な事項を調査審議する場合、臨時委員を置くことができる

#### 市長部局（市民局）に設置

#### (3) 横浜市いじめ問題調査委員会

##### 【所掌事務】

- ・法第 28 条第 1 項に規定する調査の結果についての調査（再調査）に関すること  
(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき)

##### 【組織】

- ・委員：10 人以内 ・任期 2 年
- ・委員構成案：学識経験者等（医師、弁護士、人権擁護委員等）
- ・臨時委員：特別な事項を調査審議する場合、臨時委員を置くことができる

### 4 条例施行日

平成 26 年 4 月 1 日